

# 平成12年度税制改正における主な改正

## —— 法人税関係 ——

# 目 次

1 .	金融取引への時価法の導入等（改正案） .....	1
2 .	特定目的会社等に係る法人税制上の措置（改正案） .....	2
	（参考1）SPC・証券投資法人の改正案 .....	3
	（参考2）特定目的会社等の課税上の取扱い .....	4

## 1. 金融取引への時価法の導入等（改正案）

1. 法人が事業年度末に有する有価証券の評価等について、次の措置を講ずることとする。
  - (1) 売買目的の有価証券については、時価により事業年度末の評価を行う。
  - (2) 上記の時価評価の対象とならない有価証券のうち、償還期限及び償還金額のあるものについては、帳簿価額と償還金額との差額をその取得時から償還時までの期間に配分して、益金の額又は損金の額に算入する。
  - (3) 低価法については、改正事業年度の前事業年度末の価額による切放し措置を講じた上で、これを廃止する。
2. 法人が事業年度末に有する未決済のデリバティブ取引について、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益相当額又は損失相当額を益金又は損金に算入する措置を講ずることとする。
3. 資産・負債の価額変動等による損失を減少させるために行ったデリバティブ取引等のうち、一定の要件を満たすものについては、みなし決済による利益相当額又は損失相当額の計上を繰り延べる等のいわゆるヘッジ処理を行う措置を講ずることとする。
4. 長期外貨建債権債務について、取得時の為替相場に加え、事業年度末の為替相場による換算を認める措置を講ずることとする。
5. 上記の措置に関連し、有価証券を売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券及びその他有価証券に区分して譲渡損益の計算を行う措置などその他所要の措置を講ずることとする。

## 2. 特定目的会社等に係る法人税制上の措置（改正案）

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴い、次の措置を講ずる。

1. 特定目的会社（SPC）及び証券投資法人（改正後：投資法人）の対象資産の範囲の拡大等に伴う措置
  - ・ 一定の要件を満たすSPC及び投資法人について、支払配当の損金算入措置を引き続き講ずる。
2. 特定目的信託及び投資信託の創設に伴う措置
  - (1) 特定目的信託及び投資信託については、信託財産に帰せられる収入及び支出等の帰属の原則を適用しない。
  - (2) 特定目的信託及び投資信託（証券投資信託及び証券投資信託以外の投資信託のうち公募型のものを除く。以下「特定信託」という。）の信託財産から生ずる所得について、法人税の課税対象とし、その特定信託が、多数の投資家又は特定の機関投資家に証券を発行しているものであること、所得の90%超を分配していること等の要件を満たしている場合には、所得の金額を限度として、その計算期間に係る支払配当の額を損金の額に算入する。
  - (3) 特定目的信託の信託設定時の資産の移転は、その設定時の資産の譲渡とみなす。
  - (4) 特定目的信託及び投資信託のうち証券投資信託以外のものから支払を受ける収益の分配については、受取配当等の益金不算入に関する規定は適用しない。

( 参考 1 ) S P C ・ 証券投資法人の改正案

	法 人	信 託
資産流動化型	現 行 S P C 改正案 ↓ S P C (対象資産等の拡充)	— ↓ 流動化型信託
資産運用型	証券投資法人 ↓ 投資法人 (対象資産等の拡充)	証券投資信託 ↓ 投資信託 (対象資産等の拡充)

( 参考 2 ) 特定目的会社等の課税上の取扱い

